移転後の一条中学校の通学区域について 第1回 宇都宮市通学区域審議会(議事録)

- 日 時 平成24年7月5日(木) 午後3時~午後4時
- 会場 教育委員室
- 出席者

審議会委員:中村委員,山島委員,橋立委員,板橋委員,関口委員,五十嵐委員, 亀山委員,勝田委員,鈴木委員,駒田委員,福田委員,舟本委員, 木村委員,熊本委員

(欠席:村上委員)

事務局:教育長,教育次長,教育監,

教育企画課長,みんなでまちづくり課長,教育企画課地域学校園担当主幹, 学校管理課長,学校教育課長,学校健康課長,生涯学習課長, スポーツ振興課長,教育センター所長,教育企画課長補佐, 教育企画課企画係長,事務局職員

- 公開・非公開の別 公開
- 傍聴者 なし
- 会議次第
 - 1 開 会
 - 2 教育長あいさつ
 - 3 委員,事務局紹介
 - 4 会長,副会長の選出
 - 5 諮 問
 - 6 議事
 - (1)会議の公開
 - (2) 通学区域について
 - (3) 諮問に係る検討事項及び進め方
 - (4) 一条中学校の通学区域の現状について
 - (5) 移転後の一条中学校の通学区域について
 - 7 その他
 - 8 閉 会
- 会議の概要
 - 4 会長,副会長の選出
 - ・事務局案により、会長に中村委員、副会長に木村委員を選出
 - 5 諮 問
 - ・移転後の一条中学校の通学区域ついて諮問
 - 6 議事
 - (1)会議の公開
 - ・原則として公開とすることを決定
 - (2) 通学区域について

- ・事務局より説明、通学区域制度について確認
- (3) 諮問に係る検討事項及び進め方
 - ・原案のとおり了承
- (4) 一条中学校の通学区域の現状について
 - ・事務局より説明、一条中学校の通学区域の現状について確認
- (5) 移転後の一条中学校の通学区域について
 - ・原案のとおり了承
- 7 その他
 - ・第2回審議会の開催日時: 平成24年8月30日(金)午後3時~ 教育委員室

■ 意見の要旨

委 員: 資料編1ページの縮尺は。

事 務 局: 一条中学校区の最南端から一条中まで 2.5Km 弱くらいであり, 地図の南 北で 5Km 程度である。

委員: 陽南中のほうが近い区域もあるが、なぜ一条中に通っているのか。

事務局: 道路等で区分けしていれば分かりやすいが、行政町境で区分けしているところもある。西原町が複雑な形をしているため、このような複雑な区域となっている。

委員: 地域から修正の要望が出たら、応じるのか。

事務局: 地域の皆様からご意見をお聞きし、案と異なる意見も含めて次回の審議会に報告し、最終的な結論をお諮りしたい。

委 員: 地域意見が反映されるように進めてもらいたい。

委 員: もともと西原小から分かれた宮の原小なので、また戻ってきて一つになる。デメリットがなく、素晴らしい見直し案である。

委 員: A②のエリアは何人くらいいて, 学級数はどうなるのか。

事 務 局: 一条中は今後 $12\sim13$ 学級の見込みであり,通学区域を見直した場合は, $15\sim18$ 学級の見込みである。1学年で1クラス強の生徒数が増える見込みである。

委員: 基本的に案は賛成であるが、宮の原小学校のエリアは、一つの連合自治会で構成されているのか。栃木街道の東側の富士見小のエリアは、今回ノーマークであるが、今後小学校区の見直しを検討する予定はあるのか。

事 務 局: 宮の原小学校については、一つの連合自治会で構成されている。また、富士見小学校区と富士見連合自治会区域は現在一致しており、学校と地域の繋がりを考慮すると、栃木街道を境とした理由だけでは、通学区域は見直しにくいと考えている。なお、B①、Cの地区については、ベビーブームに伴う宝木中新設時に、玉突き状態で宮の原中と陽西中からそれぞれー条中へ変更された区域である。

委員: B①, Cの地区は,連合自治会が分かれているが,生徒の視点で考えると,校舎が移転して近くなるので学区はそのままでよいと思う。

委 員: 地域にはどういった方法で説明するのか。

事務局: 本日の審議会を経て、学校、保護者、地域住民を含めた地区ごとの懇談会を地区に出向いて開催する。

委 員: 回数も1回ではなく2,3回行って説明してほしい。

委 員: 学校長には説明しているのか。

事務局: 学校長には説明している。懇談会の開催については、自治会長やPTA 会長と相談して決定していきたい。また、保護者が集まる機会を捉えて説 明していくことも考えていきたい。

委員: 前もって資料を配布して、住民の意見を聞くことが重要である。

委員: 地域学校園を進めていくうえでも,宮の原小学校に通う児童にとっても 良いことであり,案のとおり進めてほしいが,小学校4年生,5年生は中

学校を選択できるようになっており、混乱しないようにしっかり周知して

ほしい。

委 員: 自転車通学について、教育委員会で基準はあるのか。

事務局: 市内25中学校のうち,一条中と旭中以外は自転車通学を認めており,

距離等の基準も含めて認めるかどうかは、学校の判断で行っている。